第14回 成年後見制度利用促進専門家会議

第二期計画において、家庭裁判所に期待されている取組について



令和5年3月29日(水) 最高裁判所事務総局家庭局

裁判所に期待される取組に関する第二期計画の記載(抜粋)

信頼関係の構築に向けた福祉・行政と司法との相互理解



裁判所による 福祉・行政の 施策への理解 例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。(第二期計画43頁 脚注43参照)

地域連携ネットワークの機能強化に向けた共通理解の促進



選任の考慮要素と受任イメージの共有

- ・都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、権利擁護 支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるた め、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。
- ・さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。

(以上、第二期計画38頁~39頁参照)



体制づくりへ の協力と受任 者調整のプロ セスへの理解

家庭裁判所には、上記体制づくり(後見人等候補者の検討・マッチング・ 推薦のしくみづくり)への協力と、チーム形成の観点から行われる受任者 調整のプロセスへの理解が期待される。(第二期計画39頁参照)

裁判所における取組の実際

裁判所による福祉・行政の施策への理解

自治体等主催の研修への参加・裁判所における研修の実施・自治体からの資料の提供など

福祉・行政の発想を 知るためには、日自 や意思決定支援の理 解が必要。



日自の理解を深める ことで、説得力のあ る説明ができた。



意思決定支援に関する理解を日頃の 執務に活かしたい。

受付

○ 裁判所において日自の理解 を深めたことから、福祉や子 政の方でどのようが分見制かる えれを前提に、成年後見分から それを前提にでいる の内容や必要性についがを りやすく説明することがの た。その後、広報機能の に向けた機運の がった。

- 意思決定支援に関する研修 を受けて…
- 後見事務報告書を読む際は、 これまでよりもリアルなイ メージができると思う。
- 「判断能力が低下する」ことに対する具体的なイメージを持てた。今後の当事者対応に活かしていきたい。
- 監督事務に当たり、結果のみならず課題解決に至るプロセスが重要だという視点が得られた。

裁判所における取組の実際



選任の考慮要素と受任イメージの共有

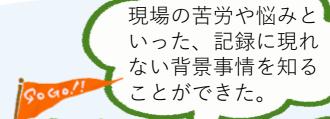
市民後見人は養成されていたものの選任につながっていなかった地域において、裁判所と市町村・中核機関間で、継続的に意見交換を行った。その中で、後見人等の適切な選任の在り方について、専門職団体とも認識を共有した上で、裁判官から、市町村・中核機関に、判断に当たっての考慮要素を説明するなどし、市民後見人の選任が相当な事案について認識の共有が進んだ。その後、市民後見人を候補者とする市長申立てがなされた。



受任者調整のプロセスへの理解

受任者調整会議 (模擬を含む。) を見学したことで...

地域の実情や、 後見等開始の申立 てがなされるまの で関係機関の 取組や運用にと できた。



選任前の受任者調整 の重要性 福祉・行政と 裁判所が有して いる情報量に違いが あること、福祉・行 政の立場から、多角 的な検討が行われて いることが分かった。

※「模擬の受任者調整会議に参加した際、裁判所の意見に対して、福祉・行政の担当者から「検討に際し、新たな観点を得ることができた」という声があり、関係機関間で更なる認識の共有を図ることができた」という声もあった。